

平成30年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、平成30年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成30年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況

2 審査期日

令和元年7月23日（火）・24日（水）・25日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額148億2,081万885円、歳出総額145億5,327万9,540円で、歳入歳出差引残額2億6,753万1,345円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

なお、平成30年度は継続費逓次繰越額が28万9,000円、繰越明許費繰越額が12,839,000円生じたため、実質繰り越す財源は2億5,440万3,345円となる。

歳入の状況は、収入済額が148億2,081万885円で、前年度と比較すると3.34%、金額にして4億7,910万8,919円の増であり、調定額149億8,222万3,793円に対する収入率は、98.92%である。

収入済額全体の45.75%を占める町税の収納率は97.72%で、前年度の97.32%より0.4ポイントの増である。

町税の不納欠損額は943万9,506円で、前年度と比較すると40.83%の減である。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適正な滞納処分を行うとともに、滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は1億5,352万8,228円で、前年度と比較すると8.40%の減である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付等納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額が145億5,327万9,540円で、前年度と比較すると5.17%、金額にして7億1,595万4,433円の増である。本年度の予算現額に対する執行率は95.71%で、翌年度繰越額が4億1,440万2,000円生じたので、不用額は2億3,754万9,460円である。

決算額に占める主な科目の割合と事業内容は、民生費が全体の34.74%を占め、社会福祉費では心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金、児童福祉費では保育園児童運営委託料、町立保育園2園の指定管理者委託料、児童手当等及び医療費給付費が主なものである。

次に総務費が19.27%を占め、総務管理費では、給料、職員手当等、共済費の人件費、各基金積立金及び新庁舎建設工事が主なものである。

次に土木費が14.66%を占め、道路橋りょう費では、道路維持補修等委託料、舗装工事及び交通安全施設設置工事、都市計画費では、都市計画道路3・5・24号線築造工事、殿ヶ谷土地区画整理組合助成金、駅西土地区画整理事業特別会計繰出金、下水道事業特別会計繰出金及び公園管理委託料が主なものである。

次に、教育費が12.15%を占め、教育総務費では、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、臨時雇賃金及び小・中学校要保護及び準要保護就学援助費、小学校費では、屋内運動場等非構造部材耐震化工事、中学校費では、屋内運動場等非構造部材耐震化工事、社会教育費では、郷土資料館及び耕心館指定管理者委託料及び大小ホール調光盤更新工事が主なものである。

以下、衛生費10.51%、消防費4.10%、公債費2.42%の順である。

以上が決算の概要であるが、平成30年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。小・中学校では、災害時の吊天井等の落下事故から児童・生徒等の安全を確保するため、また、避難所として機能させる必要があるため、屋内運動場等非構造部材耐震化工事が行われた。工事着手後、アスベスト含有断熱材が見つかり、その除去工事が追加されたが、最低限の工期延長で施工するとともに、国及び都の補助金を最大限活用したことは評価できる。今後も、将来を担う子供たちのために、教育環境の整備とともに、各種学力向上策や教育相談の充実など、教育施策の充実に向け、引き続き取り組まれることを望む。

防災施設の整備充実として、6月から町内5か所に気象観測装置（POT EKA）が設置された。各所での雨量、気温など気象情報を随時入手することができるようになった。想定される災害等の対策に迅速な対応ができるよう最大限活用されたい。また、平成30年度から防災行政無線デジタル化整備工事が着手された。災害時等での情報伝達における、防災行政無線の音声等の向上、文字伝達などの機能向上が図れるとともに、町内全ての防災無線が速やかにデジタル化に移行できることを望む。

6月に、地域の実情にあった交通施策の今後のあり方を検討する際の基礎資料とするため、公共交通に関する意向調査が実施された。住民生活の基礎となる地域の公共交通を確保・維持・改善するため、現状の地域公共交通の利用実態や移動ニーズを把握することにより、今後の町における地域公共交通のあり方を検討する際の基礎資料として最大限活用されたい。

新庁舎建設については、平成29年9月に契約し工事が着手された。行政サービスを継続しながら施工していることから、利用者等の安全確保に努めるとともに、利用者等に不便が生じないよう十分な案内表示等を引き続き整備されたい。引き続き、適正な工事監理及び工程管理を行い、防災機能や利便性、環境への配慮等を踏まえた新庁舎の早期竣工を強く望む。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率の報告を7月22日に受けたため、7月25日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査した結果、各指標の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化へ対応することが望まれる。また、公共施設管理運営は、計画的な観点による管理運営を求める。

引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

令和元年8月2日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 山 典 男

平成30年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成30年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和元年7月25日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における国民健康保険への加入状況は、5,453世帯、被保険者9,166人で前年度と比較すると226世帯の減、被保険者で547人の減である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額38億3,131万3,750円、歳出総額38億1,559万587円で、歳入歳出差引残額1,572万3,163円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が38億3,131万3,750円で、前年度と比較すると15.85%の減であり、調定額に対する収入率は95.71%である。

収入全体の19.74%を占める国民健康保険税の収納率は調定額に対し、81.61%である。

国保税における不納欠損額は1,377万5,651円で、前年度と比較すると20.52%の減であり、収入未済額は1億5,833万350円で、前年度と比較すると11.55%の減である。

その他の収入は、都支出金が66.17%、一般会計からの繰入金が11.14%である。

歳出の状況は、支出済額が38億1,559万587円で、前年度と比較すると14.58%の減であり、予算現額に対し96.39%の執行率である。

支出の主なものは、全体の64.21%を占める保険給付費では、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費及び一般被保険者高額療養費で、その他に32.84%を占める国民健康保険事業費納付金である。

以上が決算の概要であるが、国民健康保険制度の安定化を図るため、平成30年度より都が財政運営の主体となるなど制度改革が行われたが、被保険者への影響はなく、適切に移行がなされたと認められる。

都とともに、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化が推進されており、今後も持続可能な医療保険制度の構築に取り組まれることを望む。

令和元年8月2日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 小山典男

平成30年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業 特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成30年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和元年7月25日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は、決算書で示すように、歳入総額14億8,012万529円、歳出総額14億6,428万3,337円で、歳入歳出差引残額1,583万7,192円となり、翌年度に繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が14億8,012万529円で、前年度と比較すると5.28%の減であり、調定額に対し100%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の51.35%を占める町債、46.51%を占める一般会計からの繰入金である。

歳出の状況は、支出済額が14億6,428万3,337円で、前年度と比較すると5.89%の減であり、予算現額に対し98.93%の執行率である。

支出の主なものは、総務費で都市づくり公社委託料（債務負担解消分）等

であり、支出全体の89.85%を占めている。

以上が決算の概要であるが、平成30年度においても、健全な土地区画整理事業運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、適正な経営により、関係町民の期待と信頼に応えられるよう早期の完成に向け、土地区画整理事業の運営に、なお一層の努力を望む。

令和元年8月2日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 小山典男

平成30年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成30年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和元年7月25日（木）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は、決算書で示すように、歳入総額10億2,128万2,766円、歳出総額9億8,909万2,446円で、歳入歳出差引残額3,219万320円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が10億2,128万2,766円で、前年度と比較すると1.58%の増であり、調定額に対し98.78%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の44.42%を占める使用料及び手数料、36.21%を占める一般会計からの繰入金である。

歳出の状況は、支出済額が9億8,909万2,446円で、前年度と比較すると0.50%の減であり、予算現額に対し97.57%の執行率である。

支出の主なものは、総務費では、下水道使用料徴収事務委託料、公共下水道維持管理業務委託料、管渠・マンホール・汚水柵等補修工事、下水道溢水対策工事及び多摩川上流水再生センター維持管理負担金、事業費では、公共

下水道事業委託料、公共下水道管渠布設工事、公債費では、公共下水道事業債及び流域下水道事業債の元金償還金・利子償還金である。

以上が決算の概要であるが、平成30年度においても、健全な下水道事業運営が行われたものと認められる。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における公営企業の経営の健全化における資金不足比率の報告を7月9日に受けたため、7月25日の決算審査終了後、資金不足比率について審査した結果、資金不足は生じていないと認められた。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意し、公営企業の独立採算の意識をもって経営努力され、町民の更なる要望と期待、また信頼に応えられる下水道事業の運営のため、なお一層の努力を望む。

令和元年8月2日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 山 典 男

平成30年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成30年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和元年7月24日（水）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における介護保険の第1号被保険者数は9,111人、認定者数は1,254人で認定率13.76%となっている。また、現年度分保険料の収納率は、99.24%である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額22億4,576万5,802円、歳出総額22億620万482円で、歳入歳出差引残額3,956万5,320円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が22億4,576万5,802円で、前年度と比較すると1.80%の増であり、調定額に対し99.33%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の27.39%を占める保険料、24.53%を占める支払基金交付金、17.91%の国庫支出金、14.99%の一般会計からの繰入金及び13.98%の都支出金である。

保険料における不納欠損額は483万3,500円で、前年度と比較すると10.66%の増であり、収入未済額は1,068万2,400円で、前

年度と比較すると21.12%の減である。

歳出の状況は、支出済額が22億620万482円で、前年度と比較すると1.23%の増であり、予算現額に対し97.83%の執行率である。

支出の主なものは、保険給付費で、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費及び特定入所者介護サービス費である。

以上が決算の概要であるが、平成30年度においても、健全な介護保険運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め介護保険運営のために、なお一層の努力を望む。

令和元年8月2日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 山 典 男

平成30年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成30年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和元年7月25日（木）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における後期高齢者医療制度の被保険者数は4,169人である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額7億801万2,612円、歳出総額6億9,762万7,712円で、歳入歳出差引残額1,038万4,900円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が7億801万2,612円で、前年度と比較すると5.83%の増であり、調定額に対し99.57%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の48.62%を占める一般会計からの繰入金、45.43%を占める後期高齢者医療保険料である。

後期高齢者医療保険料における不納欠損額は109万9,700円で、前年度と比較すると115.04%の増である。収入未済額は206万5,600円で、前年度と比較すると42.97%の減である。

歳出の状況は、支出済額が6億9,762万7,712円で、前年度と比較すると5.75%の増であり、予算現額に対し99.52%の執行率である。

支出の主なものは、支出総額の93.49%を占める広域連合負担金である。

以上が決算の概要であるが、平成30年度においても、健全な後期高齢者医療運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め後期高齢者医療運営のために、なお一層の努力を望む。

令和元年8月2日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 山 典 男

平成30年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成30年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和元年7月24日（水）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額531万3,650円、歳出総額406万2,632円で、歳入歳出差引残額125万1,018円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が531万3,650円で、調定額に対し100%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の76.63%を占める基金繰入金、21.32%を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額が406万2,632円で、予算現額に対し76.42%の執行率である。

支出の主なものは、総務費では、委員報酬及び殿ヶ谷財産区基金積立金、諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、平成30年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努

力を望む。

令和元年 8 月 2 日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 山 典 男

平成30年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成30年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和元年7月24日（水）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額4,903万6,280円、歳出総額4,406万5,150円で、歳入歳出差引残額497万1,130円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が4,903万6,280円で、調定額に対し100%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の77.25%を占める繰越金、13.03%を占める基金繰入金及び8.90%を占める財産収入である。

歳出の状況は、支出済額が4,406万5,150円で、予算現額に対し88.79%の執行率である。

支出の主なものは、総務費では、石畑診療所耐震補強等改修工事監理委託料、同改修工事、諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、平成30年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努

力を望む。

令和元年 8 月 2 日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 山 典 男

平成30年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成30年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和元年7月24日（水）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額1,007万5,048円、歳出総額774万7,767円で、歳入歳出差引残額232万7,281円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が1,007万5,048円で、調定額に対し100%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の56.19%を占める基金繰入金、22.84%を占める繰越金及び20.97%を占める財産収入である。

歳出の状況は、支出済額が774万7,767円で、予算現額に対し76.85%の執行率である。

支出の主なものは、総務費では、管理等委託料及び箱根ヶ崎財産区基金積立金、諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、平成30年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努

力を望む。

令和元年 8 月 2 日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 山 典 男

平成30年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成30年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和元年7月24日（水）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額81万1,784円、歳出総額53万7,130円で、歳入歳出差引残額27万4,654円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が81万1,784円で、調定額に対し100%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の88.20%を占める基金繰入金、11.70%を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額が53万7,130円で、予算現額に対し65.42%の執行率である。

支出の主なものは、総務費では、委員報酬、管理等委託料、諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、平成30年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努

力を望む。

令和元年 8 月 2 日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 山 典 男